

2021年1月号

岩手県国民健康保険団体連合会

#### 1. 査定とは

サービス事業所が請求した単位数が、支援事業所から提出された給付管理票に記載された計画単位数を上回った場合、給付管理票の計画単位数を基準に、サービス事業所の請求 した単位数が減額されることを査定といいます。

### (1) 査定決定の例

1	介護保険審査増減単位数通知書				
增減単位数	事由	内 容			
-500	В	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数(1000)請求単位数(1500)			

• 給付管理票が 1000 単位で請求しているため、500 単位が査定され、1000 単位 分の金額が振り込まれます。

# (2) 0円決定の場合

介護保険審査増減単位数通知書						
増減単位数	事由	内	容			
-1500	В	給付管理票の実績が記載確定単位数( O)	載されていた 請求単位数	ないもの 女( <b>1500)</b>		

• 居宅から提出された給付管理票に、サービス事業所の情報に漏れや誤りがある場合は、請求単位数がO円で決定されます。

### 〈対処方法〉

確定単位数が誤っている場合は、サービス事業所が支援事業所に給付計画単位数を確認し、給付管理票の作成区分を【修正】に設定し、提出するように依頼してください。(給付管理票の修正が完了すると同時に、査定で減額された分がサービス事業所に振り込まれるため、サービス事業所の対応は不要です。)

請求明細書が誤っている場合は、サービス事業所が「過誤取下げ」を行った翌月以降に、請求明細書を提出する必要がありますので、該当の市町村に過誤申立を依頼してください。

※支援事業所による「給付管理票の修正」と、サービス事業所による「過誤」は同月に 行えません。サービス事業所は、支援事業所に給付管理票の修正を行ったことを確認 の上、翌月以降に過誤・再請求を行ってください。

# 2. 「査定でエラーのあるもの」とは

請求明細書と給付管理票の内容に不一致があり、査定された請求の中には、システム

上、査定額を自動で計算できないものがあり、返戻となる場合があります。



